

平成 21 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
建 設 課 長	齋 藤 正 司	都 市 整 備 課 長	佐 藤 正
下 水 道 課 長	渡 辺 講	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	佐 藤 俊 文		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成21年3月13日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第6号 にかほ市市制施行記念日を定める条例制定について
- 第2 議案第7号 にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第8号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定について
- 第4 議案第9号 にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定について
- 第5 議案第10号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第11号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第12号 にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第13号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第9 議案第14号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第10 議案第15号 にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定について
- 第11 議案第16号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第17号 あらたに生じた土地の確認について
- 第13 議案第18号 字の区域の変更について
- 第14 議案第19号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第15 議案第20号 市道路線の認定について
- 第16 議案第21号 市道路線の変更について
- 第17 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて
- 第18 議案第23号 損害賠償の額を定めることについて
- 第19 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて
- 第20 議案第25号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第21 議案第26号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第22 議案第27号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第23 議案第28号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)について
- 第24 議案第29号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)について
- 第25 議案第30号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第2号)について
- 第26 議案第31号 平成20年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第27 議案第32号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 第28 議案第33号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第29 議案第34号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第30 議案第35号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)について

- 第31 議案第36号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第32 議案第37号 平成21年度にかほ市一般会計予算について
- 第33 議案第38号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第34 議案第39号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第35 議案第40号 平成21年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 議案第41号 平成21年度にかほ市老人保健特別会計予算について
- 第37 議案第42号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第38 議案第43号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第39 議案第44号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第40 議案第45号 平成21年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第41 議案第46号 平成21年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第42 議案第47号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について
- 第43 請願第1号 中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書
- 第44 陳情第1号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について(陳情)
- 第45 陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書
- 第46 陳情第3号 後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書
- 第47 陳情第9号 後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書(平成20年から継続審査中)
- 第48 議提第1号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米交渉の経過を公表し、裁判権放棄の破棄を求める意見書
- 第49 議提第2号 地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書
- 第50 委員会の閉会中の継続審査・調査の件
- 第51 議会活性化等協議会の設置期間の延長について
- 第52 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時01分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間休憩します。

午前 10 時 02 分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾	善 紀		2 番	佐々木	正 勝
3 番	市 川	雄 次		4 番	池 田	好 隆
5 番	宮 崎	信 一		6 番	佐 藤	文 昭
7 番	佐々木	正 明		8 番	小 川	正 文
9 番	伊 藤	知		10 番	加 藤	照 美
11 番	佐々木	弘 志		12 番	村 上	次 郎
13 番	菊 地	衛		14 番	佐々木	清 勝
15 番	榊 原	均		16 番	竹 内	賢
17 番	佐 藤	元		18 番	斎 藤	修 市
19 番	佐々木	平 嗣		20 番	池 田	甚 一
21 番	本 藤	敏 夫		22 番	佐々木	正 己
23 番	山 田	明				

議会事務局職員

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補佐	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長谷山 良

建設課長	齋藤正司	都市整備課長	佐藤正
下水道課長	渡辺 講	教育委員会総務課長	阿部均
ガス水道局事業課長	佐藤俊文		

.....

一般会計予算特別委員会審議日程

第1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第28号、37号、47号）

第2 討 論

第3 採 決

.....

午前10時03分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は23名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。最初に、総務小委員長の報告を求めます。13番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第28号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項他、全員の賛成により可決をいたしております。

議案第37号平成21年度にかほ市一般会計予算について、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項他、これも全員の賛成により可決いたしております。

議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）、これは総務部関係のみでしたが、全員の賛成により可決をいたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第28号は、歳入の14款2項5目の総務費国庫補助金は、本会議で説明があったように、国の第一次・第二次補正で、第一次分は福祉関連など主にソフト面の用途に向けられ、既存予算の財源振替なども行われ、第二次については主にインフラ整備ということで、公共施設の整備や地区要望などに対応した予算の配分となっております。いずれ、年度内に終了しない事業については、繰越明許費として表記しております。

歳出の2款1項1目の生活バス路線維持費補助金であります。県からの補助金が368万円、市の持ち出しが4,227万7,000円と、年々大幅に上昇しており、来年度また廃止の方向の路線が羽後交通より示されているようで、県の補助も次年度以降については不透明という状況の中で、委員会では、市民ニーズにあわせた抜本的にかほ市の公共交通体系構築に向けた施策を当局に要望いたしております。

9款1項消防費では、前段で申し上げた国の補助によるポンプ小屋防火水槽などの整備の計上であります。

議案第37号は、歳入について、1款市税の落ち込みを懸念する意見が多く出ましたが、この経済状態が長引けば、次年度さらに厳しくなると予想されます。

2款1項1目地方揮発油譲与税については、国の税制改正により、いわゆる道路財源の一般財源化ということで、新たに目が発生し、地方道路譲与税については、21年度決算まで目は残りますが、それ以降は廃目となるようです。

10款1項地方交付税については、基準財政需要額を約74億8,000万円、基準財政収入額を約30億8,000万円と見込み、当初計上したとの説明でありました。

21款地方債については、18事業のうち、地域振興基金造成事業、仁賀保統合中学校、山ノ田前川線道路、まちづくり交付金事業、防災無線、水岡横岡線道路の6事業に合併特例債を発行しているとの説明でありました。

歳出の2款1項4目13節の公共資産台帳管理システム構築委託料については、本会議でも説明があったように、平成21年秋に、財務四表、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の公表に向けての作業で、これにより市の資産や債務に関する適正な管理が進み、議案第9号でも土地開発基金の廃止の件がありました未利用資産の売却促進や資産の有効活用が図られてくることになるようであります。委員会では、これらの整備・公表を契機に、売却可能資産の徹底した整理、あるいは処分を当局に申し入れております。

2款1項13目は、新しい目として行政経営推進費となっておりますが、市政報告でも市長が述べており、当局では、研修のための予算を計上し、行政評価システム構築に向け、本格的に取り組むというものであります。委員会では、もっと積極的に取り組み、平成21年度を研修で終わらずに、外部評価導入システムや22年度以降のマスタープランのような計画策定まで進めてほしいとの意見を申し上げます。

9款1項6目の都市防災総合推進事業では、国の補助事業で進めることになり、2ヵ年で8億5,000万円の大事業になるわけですが、内容については、親局、統制局を象潟庁舎に、半固定送受信装置を仁賀保庁舎、金浦庁舎、消防本部、ガス水道局に置き、屋外拡声小局を仁賀保地区48基、金浦地区20基、象潟地区50基の計118基を予定し、そのほかに気象観測装置3ヵ所、監視カメラ3ヵ所などとなっております。この予算には避難所の看板等の整備も含まれております。

委員からは、財政状況を考えれば、一挙に工事をしなくても、現在使用しているものの耐用年数やアナログをデジタルに変える装置等をつけて、他の市の例もあるように、一度に多額の経費負担にならないよう進めたらどうかとの意見がありました。担当からは、一斉更新の計画で補助対象事

業になっており、順次更新よりは将来的に安く済む。デジタル、アナログの混合使用は技術的には可能だが、使い勝手が悪く、維持管理もかかり増しになる。現在の設置場所にも不適な箇所があるなどの説明で、一斉更新で進めるとのことでした。

委員会では、業者の選定、入札に際しては、財務規則を遵守し、公明に執行されるよう、強く要望いたしております。そのほか、3庁舎の改修工事の内容、地上デジタルへの対応、ホームページのリニューアル、ふるさと会の運営、国際交流事業、TDKへの約1億7,000万円の還付、差し押さえ物品のインターネットでの売買状況、選挙費では、時節柄、立会人の応募が多かったこと、住宅耐震診断、ブロック塀撤去補助の件、公債費については、21年度予算で17.3%、経常収支比率は90%などについて審査をいたしました。

続いて、議案第47号は、本会議でも詳細な説明がありましたので、委員会でもその繰り返しというような審査状況でありました。国の政策そのものに疑問を呈する声がありましたが、当局としては粛々と作業を進め、計画どおりの日程で給付できるようにしたいということでありました。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） 去る5日、当委員会に付託になりました審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第28号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項について、全員の賛成により可決をいたしております。

次に、議案第37号平成21年度にかほ市一般会計予算中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項について、これについても全員の賛成により可決いたしております。

次に、議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項、これについても全員の賛成で可決いたしております。

次に、審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第28号については、全般に年度末を控え、それぞれの事業の確定、精算など、決算見込みで付託された款項目について審査をしております。歳入の部分について、14款では、後期高齢者医療制度の保険料の見直し案が延長されることに伴いシステムの改修費用として、象潟小学校の耐震化工事分と仁賀保中学校武道場、調理場の補助単価の増額ということで、いずれも増額の補正となっております。

歳出では、2款関係で、交通安全対策整備工事、防犯対策整備工事、いずれも今回も臨時交付金を利用しての事業であります。内容としては、カーブミラーの設置と防犯灯の設置であります。

3 款関係では、保育所運営費が大きく減額となっておりますが、これについては保育単価の減と寒冷地加算が廃止されたことと、職員の勤務年数に応じた加算されることの減額との説明をいただいております。

4 款関係では、総合福祉交流センター「スマイル」の工事設計委託料と、その工事請負額が、これも臨時交付金を利用した計上となっております。

10 款関係では、各小学校整備工事として、11 ヲ所をこの交付金を利用して整備するとの説明をいただいております。中学校は金浦中学校グラウンド整備に、そして仁賀保勤労青少年ホームの屋上防水工事もこの臨時交付金を利用した計上となっております。

次に、議案第 37 号についてであります。当委員会が所管するのは、戸籍・住民基本台帳、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、保険衛生費、清掃費、教育費の人員費や会議費、委託料や負担金、補助金や扶助費など、市民の福祉向上に関係する予算であります。

歳入については、旧西目町と締結しておりました斎場と最終処分場の利用協定に基づく分担金、起債の償還金や、午ノ浜、けやき、はんの木等の各施設の使用料、国・県からの各事業への負担金が主な歳入となっております。

歳出については、県からの権限移譲ということで、パスポートの申請交付事務として、端末機等の購入費が計上となっております。開始時期は 10 月 1 日を予定しているようですが、メリットとしては、身近な場所で申請できることから、交通費や移動の時間の軽減や必要書類申請を一括して行うことができるとの説明をいただいております。

介護認定などの見直しについては、コンピューター判定に使用しているデータは、平成 13 年のものを使用しており、データが古く、現場の介護技術の進歩を適切に反映していないなどの課題があるということで、国のほうで 21 年度から要介護認定制度を改正し、要介護認定実態調査を実施し、新旧制度の各要介護度の構成割合を比較するなど、制度改正後の検証を行うということになります。

BDF 製造については、19 年度は 8 月より開始し、回収実績が 258 リットルほどでありましたが、20 年度は市民の理解により 1 月末現在で 1,065 リットルを回収しております。そのことから、製造業務委託料が増額となっております。

それから、地球温暖化防止都市宣言の看板については、設置場所として市民が目につきやすい国道沿線を考えており、設置する場所については 1 ヲ所とのことでもあります。市民からの標語の募集は行わないとのことでありました。不法投棄廃棄物回収業務委託料の大幅減については、年々、ボランティア活動の団体等が増加傾向にあり、そしてまた、不法投棄監視員が巡回時に軽微な不法投棄については回収しながら巡回しており、当初予算については前年実績を踏まえた減額予算ということでもあります。

次に、一般質問でもありましたごみ焼却炉等補修工事では、由利本荘市の事情で 29 年まで 4 年間施設更新が伸びたことになり、市単独でできないものかとの質疑に対しては、毎年、修繕費用に対する補助金等もないので、県の振興資金を使って修理を実施しているとのことでした。そしてまた、国・県とも施設の統合、広域化を基本としており、単独での事業実施についてはかなり困難であるという説明をいただいております。委員からは、由利本荘市の市長が変わることから、再度この問

題については十分に話し合いをし、早期に結論を出すべきだとの意見が出ております。

次に、学校の校務員についてであります。現在のところ、正職員が退職しますと、臨時職員を採用して対応しておりますが、校務員という職務から見ても、学校の教育現場ということを考えても、子供たちの安全、あるいはいろいろな意味での教育を考えた場合、校務員を臨時雇用で対応するのはいかなものかとの意見が出ております。答弁では、現在の市の状況では、正職員としての採用は極めて難しい状況であるとのこととあります。

次に、天然記念物九十九島の買い上げについては、残り8島なわけですが、ほとんどが相続登記がなされていなかったり、地番が違うなどの問題があり、なかなか進まない状態のようであります。21年度には、買い上げ予定地の登記や追加指定などに取り組みながら、買い上げを再開する予定であるとの説明をいただいております。

緊急雇用対策などについては、新たに歴史の里づくりという項目を設けて、その対策に取り組むとのこととあります。

21年度予算には、文化財の整備や案内看板など、臨時雇用賃金が計上となっております。院内油田跡地整備については、宝くじ協会の助成が認められれば、院内歴史の里づくり事業に取り組んでいきたいとの説明でありました。

次に、B & Gプールについてです。これについては、国の補助金を使って、この事業をやりたいということとあります。工事自体は配管さえできていればすぐできるということ、自噴しているガスの埋蔵量については、地中のことなので、必ずとは言えませんが、この井戸については、昭和27年に県で掘ったものを町で買い取ったものだそうとあります。平成19年10月から21年3月までの産出量に変化はないとのこととあります。セパレーターについても、大分年数がたっているようですが、これについてもガス水道局から見てもらって、問題はないとのこととあります。

次に、議案第47号については、子育て応援特別手当交付金でありまして、これについては375人分と事務費が計上となっております。第二子以降への支給では、支給されない児童が出てくるのではないかとありますけれども、この交付金の目的は、厳しい経済情勢において、子供の多い世帯への幼児教育期の子育てに少しでも役立ててもらおうというのが第一の目的であり、世帯の子供の年齢構成によっては支給される場合とされない場合が生じてくるとの説明をいただいております。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 校務員の問題が出されました。非常にいい問題提起だと思うんですが、その中で当局の答弁が、現状では無理だという話というのは、将来的に例えば現在の各学校の校務員で、いわゆる本職員がどのくらいで、そしてそれがいわゆる高齢化とかそういうことで、いつ、来年は何人、ことしは何人ということになっていって、全部臨時採用になるというような形になることが考えられるわけです、今の答弁からいいますと、そういうことについての、何というか、審査というか、はどこまでやられたのか伺います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この件に関しては、市の行財政改革にも絡んできますけれども、やはり市の職員も10年後にはそれなりの人数の削減を考えております。そういったことからいっても、校務員の削減はいたし方ないのではないかという、その実施計画、行財政改革の中でそういうようなことではないかなという判断をしておりますけれども。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 一般的な行財政改革、いわゆる公務員をできるだけ少なくしていくという、そういうことと、教育関係のいわゆる教育機関の特に学校で生徒児童の世話をしながらいろんなことを満遍なくやるような校務員が臨時校務員でいいのかということについての当局の考え方というのがきちんと出されたんでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 今現在、臨時対応している学校でも、学校経営に対しては問題は発生していないということで、今、校務員が正職員の学校であっても臨時職員の学校であっても、それほど大きな変化はないということでの答弁はいただいております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） 議案第28号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）、並びに、議案第37号平成21年度にかほ市一般会計予算、議案第47号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）、それぞれ産業部、建設部、農業委員会に関する審査を終えておりますので、御報告をいたします。

審査の結果は、3議案とも、いずれも全員の賛成で可決に決しております。

一、二補足をいたします。議案第28号の補正予算については、松くい虫の防除対策事業費が委託料518万6,000円の減額になっておりますが、課の説明ですと、松くい虫の被害拡大がおさまったというよりは、たまたま20年度は被害木が少なかったというふうに見るべきではないかという説明でありました。

土木費の市道等整備工事費8,700万円及び排水路等整備工事費8,100万円が計上されておりますが、これは緊急雇用対策として市内町内会、並びに集落から地区要望104件のうちの80件の工事費分であります。

次に、議案第37号の一般会計予算です。農業振興費グリーン・ツーリズムモデル事業費補助金、額は20万円と少ないのでありますけれども、これは大竹カナカブ会に対しての研修や種まき、収穫等の体験をしてもらうという事業に補助をするものであります。

委員からは、これを機に、本来のツーリズムである他県からのお客を宿泊して活性化をもたらす

ような事業展開を期待したいという声が出ております。

観光費の委託料、市のキャラクター製作委託料であります。ことしは広く全国的に募集したけれども、結局採用には至らなかったということで、21年度は秋田美術短大にお願いしようと思っ
ているということでありました。

それから、都市計画費、金浦地区のまちづくり交付金事業費2億2,200万円の計上であります。平成21年度の工事は、公園を中心に約5カ所の工事を予定しているということであり
ます。平成22年度以降の施工箇所に地域交流センターがあります。この交流センター建設についての事業変更はして
おらないということでありました。課の説明では、そういう状況であり、現時点では建設に向けて進むものと思
われるという説明を受けております。

次に、議案第47号の一般会計補正予算(第9号)であります。定額給付金4億4,918万円に
関連する予算であります。当委員会の商工振興費、商工会共通商品券補助金1,200万円に
関してであります。当初予算と合わせますと1,500万円というふうになります。発給日を4月20日
としたいということです。

委員からは、完売できるのかというような質問がありました。担当課からは、発給日前日の4月
19日まで商工会と連携をとりながら、市の広報、それからチラシの発行、宣伝カーでの巡回など、
完売に努めたいと、意気込みが披露されております。以上であります。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質
疑を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番(竹内賢君) 道路、橋梁の関係で、橋梁の設計委託費、いわゆる橋の長寿化ということで
40カ所、これが出されて900万円の設計委託料が出ているんですけども、昨年度の関係から言
いますと、例えば唐戸大橋については出したり引っ込めたりというような関係がありました。この唐
戸大橋のかけかえ問題に、これもかなり老朽化をして、修理では無理だということでかけかえを
しなければならないという判断のもとに予算を減額したという経過があるわけですが、この唐
戸大橋のかけかえについて、産業建設委員会としてはいろんなやりとりがなかったのかどうか、あるいは
当局のほうからこの問題について、橋の長寿化と関連して説明があったのかどうか伺います。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 産業建設小委員長。

産業建設小委員長(佐々木正己君) 特にやりとりはなかったと思いますが、今御指摘のとおり
40カ所の900万円ということで、唐戸大橋についても橋梁化、長寿化事業の採用を受けて展開する
ものというふうに考えております。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 16番竹内賢委員。

16番(竹内賢君) じゃ、確認しますけれども、40カ所のこの長寿化の検討というか、設計委託
の中に唐戸大橋も入っているということは、委員会としては当局に対して確認をしているんですか。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 産業建設小委員長。

産業建設小委員長(佐々木正己君) あえて確認はしておりません。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 16番竹内賢委員。

16番(竹内賢君) そうすると、最初のお話の中で「唐戸大橋も入っていると思います」という

のは、これは確認をしない話であって、いわゆる長寿化とかけかえとは違うわけですね。したがって、長寿化は別の問題、唐戸大橋については長寿化をする設計委託には入っていないのではないかと私は思うんですけれども、そのあたりどうだったんでしょう。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 前定例会で長寿化に採用を目指して、それでもって唐戸大橋のかけかえをするというふうな前回の定例会の説明のとおりだというふうに思っています。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 8 号)について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 28 号に対する討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 28 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 8 号)については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 37 号に対する討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 9 号)についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 47 号に対する討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 47 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）については原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 41 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 48 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 6 号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定についてから、日程第 42、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）についてまでの議案 42 件と、日程第 43、請願第 1 号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書の請願 1 件及び日程第 44、陳情第 1 号日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について（陳情）から、日程第 46、陳情第 3 号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書までの陳情 3 件及び日程第 47、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（平成 20 年から継続審査中）の陳情 1 件、計 47 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務常任委員長（菊地衛君） 総務常任委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、報告をいたします。

議案第 6 号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定について、議案第 7 号にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定について、議案第 8 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定について、議案第 9 号にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定について、議案第 13 号本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について、議案第 19 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、議案第 24 号損害賠償の額を定めることについて、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

陳情第 1 号日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について、陳情第 2 号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書については、全員の賛成により採択といたしております。

若干審査の内容について申し上げます。議案第 6 号は、10 月 1 日を市制の施行記念日とする条例ですが、委員会からは、記念日の意味について質疑がありました。答弁では、にかほ市の誕生日として未来永劫、後世に伝えていく日とするということでありました。次の議案ともかかわりますが、顕彰する日、大規模な工事等の竣工式など、節目の行事も 10 月 1 日に挙行する考え方でいます。

また、顕彰や竣工など何も無い場合はとの質問には、何かふさわしいイベントがあれば開催するとか、市内の施設を無料開放するなどが考えられるということですが、具体的にはその年次年次で対応していくとのことでありました。

議案第 7 号は、これまでは顕彰条例施行規則第 2 条で定められていた文言を条例として明文化するもので、委員からは、「多額の現金、土地または物件を寄附した者」とあるが、額や面積などの基準はあるのかとの質問が出ましたが、現段階では明確な基準はないが、今後、規則や要項で規定

していきたいとのことでありました。いずれ条例や規則に沿って、10人以内で構成するにかほ市顕彰選考委員会に諮られ、選考されることとなります。また、顕彰以外にも表彰規則があり、功労者や感謝状の送呈などできるようになっております。

議案第8号は、市政報告、本会議、あるいは質疑でも説明があったとおり、離職者の雇用をふやす財源確保も含めということで、本則を変えないでの特例時限条例となります。

委員会からは、報酬等審議委員会への諮問の件が出ましたが、当局が自主的・臨時的に削減するので、必ずしもかけなくてもよいとのことで、他の事例も参考にしたようであります。

また、職員との給与総額の差異は発生しないのかとの問いには、1年間換算すれば、部長級の最高額が教育長、企業管理者を上回るとのことでありました。

また、本会議で説明があったように、管理職手当も10%削減になりますが、合わせて約480万円ほどが雇用などに回せる額となるようであります。

議案第9号は、本会議での当局の説明と重複しますが、基金設置の目的を達成していること、今後、公共用地としての先行取得は見込まれないこと、取得した土地は貸付収入など普通財産と同様の処理をしていること、現在、土地利用の具体的将来計画がないこと、今後、大型事業を行う場合は、その都度、事業ごとの目的基金を設けるなどの理由から、この条例を廃止するということとなります。

委員からは、土地の有効利用、売却可能な土地など、意見が出されましたが、当初予算の審査の報告でも触れましたが、この条例の廃止は、新地方公会計制度に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書などの作成においても明確になっていくものと考えられます。

議案第13号は、これも本会議で説明があったとおり、組合の共同処理する事務が現行の14項目から3つ減って11項目になるもので、特にこれまで策定されてきた広域市町村圏整備事業実施計画書の作成が、総務省事務次官通知により、その要項が廃止され、計画書の作成がなくなったということであります。

ちなみに、合併前、あるいは合併直後は、こういう立派な冊子で配付になっておりましたが、ここ2年はこういった形のもので配付になっております。いわゆるこの冊子の発行が義務づけられなくなった、不要になったということであります。

議案第19号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律に基づき、起債充当率100%という非常に有利な制度で、新たに冬師・釜ヶ台地区の簡易水道施設の整備事業を加えるもので、委員からは、近年、道路事情などが格段に改善され、当該地区の辺地度点数の質問が出されましたが、100以上が対象地域ということで、当分の間、法の対象地域になるものと思われまます。

さらに、市政報告、あるいは新聞報道にもありました学校教育将来構想策定委員会で方向づけられたように、釜ヶ台小中学校が院内小、仁賀保中に統合になり、学校がなくなった場合、辺地度点数は格段に上昇するようであります。

議案第24号は、事故の主たる要因が除雪にあるのではと考えられ、委員会では、除雪体制について、建設部のみならず、庁舎横断的な緊密な連携を求める意見があり、集団登校の際、子供たちが

集合する場所に雪が寄せられていたとか、バス停の確保ができていないなどの問題が提起され、自治会、町内会の会長さん方への連絡なども徹底するよう要望いたしております。

陳情第1号は、「日米密約」または「日米秘密取り決め」という部分については、諸説、諸見解、あるいは論評などの書籍もあるようではありますが、当委員会では確信を持てるまでには至りませんでした。これまでも米軍基地を抱える地域では多くの問題が発生しているにもかかわらず、米兵が加害者となった事件で、直ちに日本の司法が介入したという事案はないと記憶しております。日本は独立国で、法治国家でありながら、国内で起きた事件について、日米地位協定第17条の5で、身柄の拘束など裁判ができない状況にあるのは改善すべきものと判断し、含意妥当とし、採択いたしました。

陳情第2号は、審査に当たっては、陳情者へも資料の請求を行い、そのほかにもさまざまな資料を参考に検討をいたしました。最低賃金は、中央最低賃金審議会が厚生労働大臣あてに改定の目安を答申し、それを受け、各都道府県ごとの地方最低賃金審議会において決定している仕組みのようです。地方の会議の中には、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力などが勘案されて決められているようで、地域での違いが生じてくるものと思われまます。

陳情書にもあるように、働いても働いても生活保護の給付水準を下回る収入しか得られない状況であるなど、委員からも、それだけでなく都市部より地方のほうが婚姻や出生率がよくなく、もっと若い人々に希望を持って生活してもらうためにも改善すべきとの意見があり、採択いたします。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 議案第8号の市長等の給料支給額に関連してですが、480万円を雇用に向けることができるという話がありましたけれども、これは市長外4人、市長含めて4人、それから管理職手当を含めてなのかどうか、全部合わせたの金額になっているのか。そして、さらに管理職手当と市長等4人の金額はどれどれというふうに分けて審査されていたら、その点についてもお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（菊地衛君） 約数で申し上げましたけれども、ちょっと私のメモが不完全でありますけれども、いわゆる四役の削減で生まれる、出てくるお金が約234万円、それから管理職の手当の10%引いた分が出てくるお金が約250万円ぐらいということで、合計が、合計の金額は正確にあります。486万4,000円ということで、さっき約数で480万円と申し上げました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 質疑ほかにごございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。所用のため11時10分まで休憩します。

午前 11 時 03 分 休 憩

午前 11 時 11 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは、当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第 14 号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議案第 15 号にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定について、議案第 25 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第 29 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）について、議案第 30 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）について、議案第 31 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 32 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 38 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 41 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計予算について、議案第 42 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、いずれも全員の賛成により可決いたしましたしております。

次に、陳情第 3 号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書については、賛成多数で継続審査となっております。

次に、継続審査となっております陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書については、反対多数により不採択となっております。

次に、審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 14 号については、秋田県後期高齢者医療広域連合議会において、25 市町村に各 1 人ずつに議員を選出することと、選挙方法についても、投票総数の多いものから順に当選者を決めていたものを当該市町村の長及び議員から 1 人を選挙する内容であります。現在、議員が出ていないのは、能代市だけで全県の市町村議会において、この規約変更が可決されれば、21 年度当初には 25 人にしたいとのことであります。

議案第 15 号については、由利本荘市のほうから、仁賀保地域にあります斎場の使用を 21 年度から行わないとの申し出があり、借入償還が平成 26 年度まで残っており、21 年度に一括して繰上納付することとなっております。斎場の委託管理については、特殊な業務のため、新規業者がないということもあり、現在の業者 2 社からやってもらっているわけですが、もしどちらか撤退した場合には、残った業者に頼むしかないとのことであります。

次、議案第 25 号については、簡易水道を運営するための費用の一部を一般会計から繰り入れる内

容であります。

議案第 29 号については、歳入で、これまでの収納状況から、それぞれ増額、減額の補正であり、歳出においても現在までの実績に基づきまして、今後の給付見込額を算出してのそれぞれの減額・増額補正であります。

議案第 30 号については、歳入で、患者の減少により診療実績に伴い減額補正、歳出では、医療用機械器具の入札差額により減額補正の内容であります。

議案第 31 号では、歳入で、保険料の減免措置や徴収方法などの変更が行われたことから、それぞれ減額、増額の補正であり、歳出では、広域連合へ納付する保険料と保険基盤安定化基金の確定による減額補正であります。

議案第 32 号では、簡易水道 10 ヲ所の実績に伴う減額、増額補正であります。

議案第 38 号については、過去の医療費の推計から予算が組まれており、一般被保険者の保険税と国からの医療費の 34%、診療報酬支払基金前期高齢者交付金、保険財政共同安定化事業交付金、一般会計からの繰入金等が主な財源となっております。老人保健制度は平成 20 年 3 月をもって廃止となっておりますが、過誤調整や医療機関でこれまで請求漏れとなっていた分もあり、21 年度についても概算の見込み額を計上しておるとのことです。

次に、議案第 39 号は、通常業務の予算計上となっておりますが、診療報酬を約 12.5%の減収と見込んでおります。その要因としましては、ほとんどが高齢者の患者のため、入院したり施設に入ったりしての減少との説明でありました。

議案第 40 号については、特別徴収と普通徴収による保険料と、保険料の軽減分である保険基盤安定繰入金の二つの歳入と広域連合に納付する歳出が主な内容であります。それぞれ歳入歳出が前年度より 5.1%減になったのは、保険料の軽減によるものであるとの説明をいただいております。

議案第 41 号は、歳入で、支払利用費のうち、診療報酬支払基金、それから国、県、市の負担する内容で、歳出においても、他の調整分の医療費の医療請求がどれくらい出てくるのかわからないため、若干の過誤調整分を見て、概算の見込み額を予算計上となっております。

議案第 42 号については、釜ヶ台地区簡易水道施設整備事業が主な内容となっております。この地域は、湯水期に入りますと、水不足が生じることと、濁り水問題等も発生し、また、高い位置にある住宅の水圧不足等を解消するための事業であります。昨年まで水源探査、試掘調査を実施した結果、良質な水源が確認されたことから、今回の予算計上となっております。

次に、陳情第 3 号については、陳情者の意思を酌み、願意妥当の意見もありましたが、事実にくわれない点があるということで、賛成多数で継続審査となっております。

次に、継続審査となっております陳情第 9 号については、後期高齢者医療は、安心・安全な医療保障という趣旨とは違うので、採択すべきだとの意見もありましたが、高齢化人口もふえ、医療費も年々ふえてきていることから、この陳情は、反対多数で不採択となっております。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。 — 16 番 竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 一つだけ確認をしていきたいと思うんですが、報告の中で、斎場の関係の中で、現在の 2 社が委託を受けているわけですが、もし 1 社がやめた場合は他の 1 社にしてもらうよりほかないと、そういうニュアンスの報告があったわけですが、この審査の中で、例えば当市の業者だけでなく、他の市とか、そういう業者もおるわけですので、そういうところについて求めていくと、そういう話はなかったのか。というのは、予算的にいうと、斎場管理委託料と斎場設備保守管理委託料、これ内容は違うと思うんですが、いずれにしても 1,800 から 1,900 万円ぐらいになるわけですね。そういうことの予算規模からいって、当市だけじゃなくて他の市からもそういう業者を求めると、そういう話はなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（加藤照美君） 委員会ではそのような意見はございませんでしたけれども、ただ、この斎場の管理委託については、先ほども言いましたけれども、特殊な内容ですので、もしそういった業者が市内にいなかった場合は、やはり市外ということも考えていくのではないかと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正己君） 当委員会に付託になりました議案の審査の結果について御報告いたします。

まず最初に、審査の結果を御報告いたします。議案第 10 号、11 号、12 号、16 号、17 号、18 号、20 号、21 号、22 号、23 号、26 号、27 号、33 号、34 号、35 号、36 号、43 号、45 号、46 号、以上の議案は、すべて全員の賛成で可決に決しております。

請願第 1 号、これについては継続審査となっております。

中身について若干補足いたします。

議案第 10 号のにかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本会議でも出ましたが、地価の下落による措置であるということで、大口は東北電力、NTT が主であります。

看板の件が出ましたけれども、看板はちょっとやさつとの風で吹き飛ばされないような土台つきのしっかりした看板が対象になるということで、当市では現在そのような看板はありません。

議案第 11 号のにかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定、並びに議案第 12 号の市の特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定、これはともに暴力団員の市営住宅への入居を防ごうとするものであります。これは、市では暴力団員の判断が大変難しいということで、いずれ県警と協定書を結んで、県警から情報をもろうということになるという説明を受けております。

それから、議案第 16 号のにかほ市公の施設の指定管理者の指定については、既に組織がえになる

ということの話は社員にしているということでありました。

それから、議案第 17 号あらたに生じた土地の確認についてであります。議案説明でもありましたが、昭和 62 年 8 月に完成していて、ところが、保存登記は県が行ったのは今年の 9 月 4 日ということで、これを受けての議案提案であるんですけども、委員からは、ほかにも市内にこのような公有水面埋立地がまだ二、三カ所あるという説明で、早急に登記をするよう県に促してほしいという要望が出されております。

それから、議案第 18 号は関連してですので、省略いたします。

それから、議案第 20 号市道路線の認定についてでありますけれども、2 年間の瑕疵担保を設定したという説明を受けております。

それから、議案第 22 号・23 号ともに損害賠償の額を定めることについてでありますけれども、現地を見てまいりました。高森団地の裏手の非常に狭い、舗装されている市道であります。グレーチングは既にもう撤去されて埋められておりまして、100%市の過失責任ということで、既に説明のとおり保険で清算はしているということでありました。

議案第 26 号・27 号は特にありません。

議案第 33 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算で、繰越明許費が 3 億 5,900 万円あります。これは平沢、矢妻など 4 件のポンプ工事がおこなわれているということで、これは直接市の関連ということでなく、日本下水道事業団の工事発注ということでありました。

委員からは、経費の点についての質問が出されましたが、課の説明では、期間延長のみで、費用の増加はないという説明でありました。完成は 21 年度 6 月末の予定だということでありました。

議案第 34 号・35 号・36 号は特にありません。

議案第 43 号の平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算であります。下水道工事そのものは、今後 10 年以内に完成させたいということでありました。

議案第 45 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算であります。さきの 12 月定例では、TDK の大口のガス供給の可能性が説明されましたけれども、その後どうなっているかということでありましたが、今の経済状況でもってガス供給の話はストップしているということでありました。ただ、やらないとかそういうことではないので、時期の延長であろうというふうな説明であります。で、旧管の入れかえは平成 32 年度まで行いたいということでありました。

議案第 46 号の 21 年度にかほ市水道事業会計予算であります。長岡 - 大森間のところに掘削してあった水道は、水が出たんですけども、鉄分が多く、今、検査機関に水質の依頼中だということでありました。平成 22 年度中には金浦浄水場を経由し、供給させたいということでありました。

それから、公共下水道料金の徴収事務を水道局で受け持つことになったわけですけども、これの事務処理は臨時の職員で対応したいという説明でありました。

それから、請願第 1 号の中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書であります。これも現地視察を行いました。場所は、ゴルフ練習場の向かいにある積進工業さんに入る道路で、積進工業さんまではちゃんと舗装されて、立派な道路でしたが、それから先が車 1 台やっと通れる道路ということで、小松環境さんの裏手に入る道路でありまして、私も含め、何人かの委員は初めて

通ったというような道路でありました。いろいろやりとりの結果、ここに理由が皆さんのお手元にありますけれども、改良に伴う交通の利便性は今後どうなるのかなということ、あるいは、当該地域の工業団地化構想を初め、発展計画を市ではどのように考えているのか、有無も含めてですね。それから、中山三号線に並行して、山ノ田前川線が消防署の裏を通る形で予算化されて、工事が着工されることにもうほぼなります。それとの関連についてはどうかというようなことも含めて、委員会では今後十分な審査を必要とするということで、全員でもって継続審査というふうに決めています。以上であります。

すみません、大変失礼しました。議案第 44 号が抜けておりました。議案第 44 号も原案のとおり可決に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）について、賛成多数で可決しております。

議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算について、賛成多数で可決に決しました。

議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）について、全員の賛成で可決に決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第 6 号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 6 号の討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 6 号にかほ市市制施行記念日を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第7号に対する討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号にかほ市顕彰条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第8号に対する討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第8号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第9号に対する討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号にかほ市土地開発基金条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第10号に対する討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第10号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 11 号に対する討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 12 号にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 13 号に対する討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 44 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、討論、採決を行います。

次に、議案第 14 号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 議案第14号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてですが、後期高齢者として75歳を区切って医療保険制度をつくるというのは、国の医療費削減と高齢者の差別という内容であり、基本的には廃止すべきものだと考えています。しかし、現実に制度が進んでいるので、その中でも最善の内容にすべきだと考え、前進面があるので賛成討論をします。

議案第14号の規約変更というのは、議員定数と選挙方法、そして議員構成についてです。先ほど委員長の報告もありました。議員定数については、制度発足当初から全市町村の数にすべきだと議論をしまわされてきましたが、25人にしませんでした。今回は25人にするということで、当然のことだと思います。選挙方法も、これまで市町村議員や首長がかわるたびに選挙をしていたのを変えるのもよかったというふうに思います。また、議員構成を市長会や議長会の推薦でなく、すべての市町村議会の責任で議員が選出されるし、首長や議長でなければならないということもなくなります。この点では一歩前進したのではないかと思います。以上の点では賛成です。

しかし、まだ改善すべきことがあると考えます。

一つは、議員定数が極めて少ないということです。県民の1割を超える12万人もの高齢者の医療をどうするかを決める広域連合ですから、各市町村1名の代表とともに、各市町村に高齢者数に応じた議員定数の上積みをするべきです。

二つ目は、高齢者や医師会などの関係者の意見反映の組織的に保障してくれるところがないという問題です。現在、広域連合会長の諮問機関としては、運営懇話会が、被保険者4名、保険医・保険薬剤師3名、学識経験者3名、関係団体4名でつくられています。この会は一定の役割を果たしているわけですが、しかし、諮問機関にすぎません。懇話会でなく協議会として国保運営審議会のように一定の権限を持たせるべきものと考えます。

また、議会のあり方、内容についても問題を感じます。

一つは、これまでの議会ではすべての市町村からの代表を送り出していたとはいっても、欠席議員が結構いるということです。竹内にかほ議長が広域連合議会の議長に就任してから5回議会が開かれました。07年、平成19年の11月議会では欠席が5名。08年、平成18年2月議会でも欠席が5名。同年の8月議会で3名の欠席。同じく11月議会で欠席が6名となっております。この中には4回の議会に3回欠席しているにかほ市に近い市長もおります。5回目は会議録ができていないのでまだ承知をしておりません。このような出席状況で市町村の後期高齢者への責任が果たせるのだろうか疑問に思います。

また、この4回の議会で見ると、一般質問は一度もありません。質疑も全くありません。賛成討論が1回あっただけです。にかほ市議会議長であり広域連合議長の方も広域連合議会に物足りなさを感じているのではないかと推察しております。

多くの問題を抱えている後期高齢者制度の議会がこれでいいのか考えさせられます。問題だらけ

の後期高齢者制度は廃止して、高齢者が安心して医療を受けることができるようにしたいものです。

以上で問題提起を含めて賛成討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 14 号に対する討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 14 号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号にかほ市斎場利用に関する協定の廃止に関する協定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 17 号に対する討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 18 号に対する討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 18 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 19 号の討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 19 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 20 号に対する討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 20 号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 21 号に対する討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号市道路線の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 22 号に対する討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 23 号に対する討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 23 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 24 号に対する討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 24 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 25 号に対する討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 25 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 26 号に対する討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 26 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 27 号に対する討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 27 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）について反対の討論をします。

本議案の補正予算は、例えば、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金などの国庫補助金を生かし、商工振興費としては中小企業振興資金保証料補助金など 3,195 万 1,000 円を置き、そして、市道・排水路等整備工事等に計 1 億 6,800 万円を置き、地区要望にできるだけこたえるものになっております。また、消防施設費、仁賀保駅前周辺街灯整備、観光施設等整備、学校調理場整備、学校耐震化工事等、必要な、そして重要な内容を多く含んでいる、こういう面については評価します。しかし、多くの反対がある老人差別の後期高齢者医療制度に関する予算があり、この点で反対するものです。

この制度では、これまで述べてきたように、75 歳で区切るその理由として、一つは、治療の長期

化や複数疾患への罹患が見られる。二つ目には、多くに認知症の問題が見られる。三つ目に、いずれ避けることができない死を迎える。いずれ死ぬのだから医療費をかけないようにする、こういう制度です。

厚労省の役員は、石川県で開かれたフォーラムで、「あまり難しいことは言わずに、ずばっと本当のことを言います。後期高齢者医療制度を独立型保険にしたのは、将来 60 兆円にもなる医療費を抑制するためだ。医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と言っています。

しかし、日本の社会は、これまで、77 歳になれば喜寿、88 歳で米寿、90 歳で卒寿、99 歳で白寿と、高齢を心から祝う社会でした。大企業から献金をもらって医療費削減、消費税増税などを進める政治でなく、長生きが喜ばれる政治、社会にすべきだと考えます。

なお、後期高齢者医療制度に係る議案第 29 号の国保会計の補正予算、31 号の後期高齢者の補正予算、これも反対であることを表明して討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 28 号に対する討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 29 号に対する討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 30 号に対する討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 31 号に対する討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号平成 20 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 32 号に対する討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 32 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 33 号の討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 33 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 34 号の討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 34 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 35 号の討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 35 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 36 号に対する討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 36 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算について討論します。

本予算では、通常の必要な業務に対する予算、あるいは今、重要な緊急雇用促進事業、地震対策、仁賀保中学校建設、地球温暖化対策地域協議会などが盛り込まれており、ほとんどの予算については必

要なもので賛成できます。しかし、後期高齢者医療制度関連の予算があること、白瀬南極フェアなどの事業に自衛隊の出演がある、こういうことで反対します。

かつて革新自治体が多くあった70年代には、70歳以上の医療費は無料でした。それが80年代になって逆転し、老人医療を有料化する老人保健法が1982年2月に自民・公明・民社・新自連
— 新自連というのは新自由クラブと社民連の統一会派ですけれども、この新自連を含めて賛成として成立し、1983年2月、同法の施行で10年続いた老人医療無料制度が廃止されました。以来、改悪に次ぐ改悪で、福祉・医療は後退してきました。世界第二の経済大国と言いながら、財源を理由にして、高齢者の医療からまず削っていく、こんな政治に未来はないと思います。後期高齢者医療制度はやめるべきだというふうに思います。

老人福祉法第2条では、このように述べています。「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」としています。憲法やこの老人福祉法を守り、高齢者を大事にすべきだと思います。

後期高齢者医療制度を廃止し、制度移行に伴って削減された国庫負担の復元、あるいは窓口負担の軽減などに公費を投入するのに約2,700億円が必要とされています。これは2,500億円の米軍思いやり予算と、政党助成金320億円を振り向けるだけでもできます。

また、白瀬南極フェアについてですけれども、自衛隊は、災害復旧の支援、あるいは災害時の出動等で市民権を得てきたということで、昨年9月の白瀬南極フェアでは、自衛隊装備品展示として、救援用具のほかに、1年前まではなかった装甲車やバイクの展示をし、子供たちに自衛隊の服装をさせてバイクに乗せての記念撮影など、宣伝に力を入れ、広げてきています。しかし、自衛隊の本質は、アメリカ軍とともに戦争する軍隊です。国民監視もしています。また、海賊対策を理由に、ソマリア沖への自衛隊派兵先にありきですが、国会での十分な審議もなしに海外派兵の拡大を進めていることは、憲法9条の国として許されるべきことではありません。南極フェアでの自衛隊の出演などは、これらの動きと重ねて見るべきではないかと思います。

確かに、自衛隊にかかわって、金浦中学校の敷地造成など、金浦地区での自衛隊との深いつながりがあるということはわかりますが、現在の自衛隊のあり方そのものについても賛成できませんし、まして南極条約にあるように、南極基地というのは平和目的のみに利用する。軍事基地及び防衛施設の設置、軍事演習の実施、並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は特に禁止すると南極条約の第1条にあります。このことを第一に考えれば、やはり自衛隊の出演というのは検討していくべきではないかというふうに思います。

この後期高齢者医療費との関連で、この後に出てくる議案第28号国保の予算、第40号の後期高齢者の予算についても反対であるということを付して討論いたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 37 号に対する討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 37 号平成 21 年度にかほ市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 38 号に対する討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 38 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 39 号に対する討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 40 号の討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 41 号の討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号平成 21 年度にかほ市老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 42 号に対する討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 42 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 43 号の討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 43 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略し

たいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 44 号の討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 44 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 45 号に対する討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 45 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 46 号に対する討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 46 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 47 号に対する討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 47 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書の討論を省略したいと

思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで請願第1号に対する討論を終わります。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、したがって、請願第1号中山三号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第1号日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第1号に対する討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第1号日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第2号に対する討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第2号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書は、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第3号に対する討論を終わります。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書は、継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 53 分 休 憩

午後 1 時 53 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 9 号に対する討論を終わります。

これから陳情第 9 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情を原案どおりこの採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（平成 20 年度から継続審査中）は、不採択することに決定しました。

日程第 48、議提第 1 号日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米交渉の経過を公表し、裁判権放棄の破棄を求める意見書及び日程第 49、議提第 2 号地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書の 2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 1 号及び議提第 2 号についての説明を、13 番菊地衛議員の説明を求めます。13 番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 1 号日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米交渉の経過を公表し、裁判権放棄の破棄を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出日は、本日です。

にかほ市議会議長様。提出者は、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者は、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫であります。

願意の内容については、先ほどの陳情第 1 号のところである申し上げております。あらかじめ配付になった文面から「密約」とか「秘密」とかという文言はすべて削除をして、我々の委員会で検討をして、多少の文言の訂正をいたしております。願意は、二重丸をしてありますけれども、「日米地位協定第 17 条の運用に関わる、米兵公務外犯罪外犯罪の第 1 次裁判権の実質報告を確認した『日米取り決め』を公表し、破棄することということでありませ

それから、議提第 2 号地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出は、3 月 13 日、本日です。

にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫であります。

この件も陳情第2号の審査経過の中でのる申し上げました。願意は、一番最後の行の「記」に書いてあります。改正最低賃金法の趣旨を生かし、地域最低賃金を大幅に引き上げること、それから、全国一律最低賃金制度の確立に向け、当面、Dランクをなくすなど、地域間格差を縮小させるための施策を進めることということであります。

議提第2号についてのあて先は、内閣総理大臣あてと厚生労働大臣あてです。

戻りますけれども、議提第1号のあて先は、内閣総理大臣あてとなっております。

ちなみに、このDランクといいますのは、いろいろ複雑な算出方法があるようですけれども、要するに低いところということで、Aランクが千葉、東京、大阪とか大都市になっております。Dランクは、青森、岩手、秋田、山形、あるいは沖縄、鹿児島、宮崎ということで、16都道府県になっておまして、やっぱり中央から遠い北と南が大変低い水準になっているというような状況のようであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第1号の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号の質疑を終わります。

次に、議提第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第2号に対する質疑を終わります。

これより議提第1号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第1号に対する討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第1号日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米交渉の経過を公表し、裁判権放棄の破棄を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第2号に対する討論を終わります。

これから議提第2号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 50、委員会の閉会中の継続審査・調査の件を議題とします。

初めに、総務常任委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業建設委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 51、議会活性化等協議会の設置期間の延長についてを議題とします。

にかほ市議会会議規則第 157 条第 2 項の規定により、平成 20 年 9 月 24 日に設置しました議会活性化等協議会の期間は、平成 21 年 3 月 31 日までとしておりましたが、この期間を平成 21 年 9 月 30 日まで延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第 52、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 21 年第 2 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 2 時 06 分 閉 会